

総務産業常任 委員会からの報告

主な審査経過 3月9日～11日、23日

◆民間實住宅建設促進條例

民間の活力をいかした賃貸住宅の供給を促進し、定住の促進、地域材の利用拡大、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図るため、条例を制定するものです。

本社を有する法人」とするもので、担当課長からは「町内の幅広い業者に参加してもらいたい」とい。代表権を有する経営者が町外者の業者は、2社であるとの説明がありました。

◆合併処理浄化槽設置資金の 補助に関する条例

町民の生活環境の保全、公衆衛生の向上などを図るために条例を制定するものです。

への周知を行い、町民の理解を得てきました。平成19年度以降についての支援策を検討していくことなどから、条例は廢止をしなかつた。」との説明を受けました。

行政不服審査法の全部改正に伴い、情報公開条例及び個人情報保護条例の関係する文言等について、所要の改正を行ふものです。

◆情報公開条例等の改正

の保全と公衆衛生の向上を先行して行つたと解することができる。

◆行政不服審査会条例

行政不服審査法の全部が改正され、平成28年4月1日から施行に伴い条例を制定するものです。

総務産業常任委員会に付託を受けた条例及び平成27年度一般会計補正予算について、
主な審議経過を報告します。

行政不服審查會條例

行政不服審査法の全部が改正され、平成28年4月1日から施行に伴い条例を制定す

A 審査会委員5名以内となつてゐるが、5名とすべきではないか。
Q 審査会は事件毎に設置する。事件の性格によつて委員数を決定したい。

者の資格要件として「代表権を有する経営者が町民である」と定義した場合、一部の事業者が要件を満たせない状況となることから、「町内で事業を営む個人事業者又は町内に

本条例は、3年間に集中して支援を行うため、3年間の時限措置とするもので、3年間3棟補助金6,000万円を予定しているものです。

A 特に支障はないと思う。
Q 施工する資格登録業者が、経営者が町民であることとなつてゐるが、町外在住者が経営者である会社もあら支障を来たさないか。

また、「下水道処理区域等以外の合併処理浄化槽施設については、公共下水道と同じように快適で衛生的な生活環境が確保できるよう、個別排水処理施設設置条例に基づき平成9年度から平成18年度までの10年計画で、地方単独事

なかつたので本定例会の提案となつた。個別排水が普及しているのでそれほど制度活用者はいないと思う。」との説明がありました。

し、平成27年第3回定例会において条例提案する予定で進

が個人負担で浄化槽整備を行つてきています。

◆固定資産評価基準の改正

◆快速度の改定

住宅に関する総合的な支援制度として施行している快適